

会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	令和2年3月16日(月) 午前10時00分から午前11時10分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護審査会委員 島田委員、塚田委員、的場委員、森口委員</li> <li>・実施機関(生きがい健康部福祉総務課) 大和次長、中里課長、藤間課長補佐、瀧係長、西岡係長</li> <li>・事務局職員(総務部総務管財室) 近藤室長、船津総括主幹、松本主任、堀田主事、松藤主事</li> </ul>
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長の選出について</li> <li>2 和泉市民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について(諮問)</li> <li>3 パイオネット(全国消費生活情報ネットワークシステム)における個人情報保存のデータセンター化について(報告)</li> </ol>
会議の要旨	・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他( )
その他の必要事項	会議公開

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)
<p><b>1 会長の選出について</b> 委員の互選により、森口委員を会長に選出した。</p> <p><b>2 和泉市民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について(諮問)</b> 資料に基づいて、福祉総務課から説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での人間関係が希薄化し、社会で孤立する住民が増加する傾向にある中、民生委員に住民情報を提供することにより、民生委員の円滑な活動を支援し、孤立化した世帯、</li> </ul>

課題を抱える世帯などの潜在的要支援者世帯を発見し、行政との橋渡しを行うことにより、適切な支援につなげる必要がある。

- ・民生委員は地域の実情を把握し、援助の必要な住民に対し、適切に相談・助言・援助ができる体制を整えておく必要がある。
- ・民生委員は、民生委員法第15条により守秘義務も規定されており、提供した個人情報については民生委員活動以外に使用されることはないと考える。
- ・民生委員に対する自治体からの情報提供について、法令で定められたものは無く、自治体の条例等に基づき、自治体の判断により個人情報を提供することになっている。
- ・個人情報の提供方法、民生委員の遵守事項、個人情報の利用及び提供の制限等を規定した要領を策定し、それに沿った個人情報の提供を行うことで、個人の権利利益の保護を図る。
- ・個人情報の提供のフローとして、和泉市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）が民生委員を代表して市長に個人情報の提供に係る申出を行い、市長から民児協を構成する各地区委員長に個人情報を紙媒体により提供する。さらに各地区委員長から地区委員の民生委員に手渡しする際に、各民生委員は個人情報受領書兼誓約書に住所、氏名、押印を行い、守秘義務等について誓約するという運用を考えている。

委員 現段階で、和泉市はどのような情報を提供しているのか。

福祉総務 災害時避難行動要支援者の情報について、本人同意を得て提供している。

委員 現状、民生委員には災害時避難行動要支援者の情報のみを提供しているとのことだが、どのような情報をもとに民生委員は行動しているのか。

福祉総務 災害時避難行動要支援者の情報に加え、生活保護受給者の情報についても提供している。また、今年度まで敬老祝い事業について、民生委員の協力のもと、事業を実施しているが、令和2年度以降は実施しないため、情報提供を受けることがなくなる。また、民生委員は地域に頻繁に訪問する中で、様々な情報を入手している。

委員 今回提供を考えている個人情報の内容を見ると、情報提供するメリットがあるのかわからなかったが、現状を聞くと、非常に大切な情報を今回提供することになる。

委員 民生委員の人数について教えていただきたい。

福祉総務 現在、民生委員が265名、主任児童委員21名。

委員 民生委員と主任児童委員の両方に情報提供するのか。

福祉総務 主任児童委員には情報提供しない。

委員 参考資料の中で次のような疑義がある。

- ・「漏洩」と「漏えい」の表記が両方あるが、この使い分けに意味は。

- ・「満75歳以上」と「75歳以上」の表記が両方あるが、どちらが正しいのか。
- ・要領等の言葉の中で漏えい等の記載がないところがあるので、必要なのでは。
- ・要領等に市長に報告や市に報告の言葉が乱立している。

福祉総務 文言の追記、統一を再度検討する。

委員 資料では「民生委員・児童委員」の表記になっているが、今回は児童委員に対する情報提供の必要性がないような気がする。表記はすべて民生委員・児童委員となっているがどういう意図か。

福祉総務 あくまで呼称として「民生委員・児童委員」が一般的なので表記はそのようにしているが、児童委員として今回提供する情報を利用することは考えていない。

委員 高齢者の年齢は必要だと考えるが、生年月日までは不要なのではないか。

福祉総務 検討の上、不要であれば生年月日までは提供しない方向で考えていく。

委員 提供した個人情報の更新はどのように行っていくのか。

福祉総務 年に1度申請書をいただいた上で、提供の手続を行っていく予定。

委員 今回提供を検討していくことになった背景は。

福祉総務 従来、敬老祝い事業を実施する上で民生委員に対し情報提供することができていたが、令和2年度から民生委員の業務としてなくなることもあり、民生委員・児童委員協議会から依頼があった。

委員 市で民生委員がどの地区を担当しているかを把握しているのであれば、市から直接情報提供が可能ではないか。民児協を経由することで、不要な場所に個人情報が提供されている気がする。

福祉総務 各地区長を通じて、各地区の民生委員に情報提供する予定としている。

委員 他の地区の個人情報を他の地区の民生委員が見ることはできない仕組みは担保されているのか。

福祉総務 同じ地区内であっても担当する民生委員以外の民生委員は個人情報を見ることはできないよう制度構築する。

委員 個別の市民が情報提供を拒否をした場合、それを受け入れることは想定しているか。

福祉総務 現状は想定していない。

委員 民生委員法は罰則はあるのか。

福祉総務 罰則はない。

委員 民生委員は市の職員になるのか。

福祉総務 大阪府の職員になる。

委員 罰則適用がなければ、協定等に基づいて守秘義務を課すことになるのか。

福祉総務 民生委員法15条の規定や今後締結予定の協定等により守秘義務を課すことにな

る。

委員 個人情報を受け取る側としての民生委員への教育はどのように考えているのか。

福祉総務 民生委員に対する研修を実施する予定としているが、現状は内容や回数等研修の詳細については正式には決まっていないので、協議会との協議の上決定していく。

委員 個人情報受領書兼誓約書の様式を見ると、受領者全員の名前を書く仕様になっているが、民生委員は、自分の担当地区以外の方の個人情報についても併せて受け取ることになるのか。

福祉総務 各地区ごとに情報提供を行う予定。

委員 1人の民生委員に対し、同じ地区の他の民生委員の情報も併せて情報提供するのか。

福祉総務 各民生委員ごとに担当する地区の情報提供を行うのであって、地区全体の情報を持つわけではない。

委員 その方向性なら受領書兼誓約書は個別に徴収した方がいいのではないのか。併せて、受領書兼誓約書に個人情報に鍵のかかった場所に保管する等も明記するのがよいのでは。

福祉総務 受領書兼誓約書の記載内容及び個人ごとの受領について検討していく。

委員 連名での提出となると各々の意識が軽薄になると考えられるので、個別に徴収し、受領書兼誓約書の写しを個人で保管してもらう等も検討していただきたい。

委員 提供した個人情報の管理について、民生委員にどのように周知しているのか。

福祉総務 民生委員の更新、研修個人情報の取り扱い等の説明を兼ねた説明会を年1回行っている。大阪府の民児協連主催の研修にも民生委員に参加していただいている。

(実施機関退出)

審議

委員 従来提供していた情報のみで行動していたのがすごいことだと思う。

委員 地区に対して一括で提供する方向性はふさわしいのか。

委員 個人情報を提供しない方向性はないだろうが、情報を提供する制度の構築、提供する情報の精査は必須。提供を拒む人からの要望を受け付ける制度を設ける必要性はないのか。

委員 本人同意を取得できるのあれば、そもそも審査会に諮って個人情報の提供を考える必要はない。本人同意を取得するのが難しいケースもある中で、支援に必要な名簿等は作成する必要がある。

委員 提供する個人情報もそこまで機微なものではないので問題ないという認識。

委員 審議の中で挙げた注意事項等を踏まえ、事務局と会長で答申については討議、要領等の内容については事務局と原課に任せるということでよろしいか。

委員 異議なし。

### 3 パイオネット（全国消費生活情報ネットワークシステム）における個人情報保存のデータセンター化について（報告）

資料に基づいて、福祉総務課から説明を行った。

- ・各地方公共団体では、消費者からの苦情等の相談窓口として「消費生活センター」を設置しており、相談による支援、消費者被害防止のための情報提供、相談があった相手先の事業者に対する苦情解決のあっせん業務を行っている。
- ・消費生活センターに寄せられた消費生活相談については、国民生活センターと各消費生活センターをオンラインネットワークで結んだ全国消費生活情報ネットワークシステム（通称パイオネット）に、電子情報として登録され、消費生活センター間で情報共有が行われている。
- ・当該システムの環境は、国民生活センター保有のデータセンターと、国民生活センターから設置をされた業務端末が専用の回線につながれ、閉じられた回線環境で構築されている。
- ・電子情報のうち、相談者の氏名等の個人情報は、現在、消費生活センターに設置の業務端末に、個人情報以外の情報は、国民生活センター管理のデータセンターに保存されている。
- ・今回、セキュリティの強化を目的とし、個人情報の保存先を国民生活センター管理のデータセンターに変更するもの。
- ・機器の持ち出しが不可能になること、消費生活センター設置の業務端末が故障しても業務が継続可能となること等、セキュリティ及び業務負担においてメリットがある。
- ・個人情報の閲覧及び利用について、情報を登録した消費生活センター以外の消費生活センター、国民生活センターや中央省庁等であっても、不可能である。

委員 現状、個人情報は市（消費生活センター）に保管しているとのことだが、その量と、端末に残っている情報の処分方法はどのようになるか。

福祉総務 現状、個人情報のバックアップを月2回行っており、1回につき2キロバイトほどの容量になっている。現行の端末に保存している個人情報は、国民生活センターの指示のもと、ハードディスクの廃棄等を行う予定としている。

具体的な方法等については、今後国民生活センターから指示がある。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。